平成２６年（フ）第３４５号
奈良県生駒郡三郷町美松ケ丘東１丁目11番５号
債務者　東田　義幸
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　聡
4　破産債権の届出期間　平成27年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９６６号
千葉市中央区新宿２丁目６番19号レオパレス21　リトル　ベル102号
債務者　織田　　真（旧姓宮本・堀口）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉　　響子
4　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８２２号
千葉県船橋市芝山３丁目10番２棟313号
債務者　川口　幸男
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　　哲
4　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７４号
富山市五福1338番地15
債務者　井上　登博
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗本　正貴
4　破産債権の届出期間　平成27年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６２号
三重県桑名市馬道１丁目９、住民票上の住所金沢市額谷１丁目36番地
債務者　室橋歯科医院こと　室橋　快男
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蕪城　哲平
4　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３６３号
石川県野々市市藤平田１丁目356番地
債務者　田中　麗子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浮田　美穂
4　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月10日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０５号
北海道小樽市緑２丁目15番18号
債務者　小林　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第４５号
山梨県南都留郡富士河口湖町勝山549番地
債務者　流石　一生
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第８１３号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番１―505号、従前の住所神戸市垂水区本多聞５丁目１番164―306号
債務者　森岡　　明
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２号
島根県益田市中吉田町226番地３ロイヤルマンション503号室、前住所島根県益田市多田町200番地27
債務者　森　　豊史
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第２４７号
徳島県徳島市応神町東貞方字北野29番地　応神住宅２棟302号室
債務者　飛鳥　恭子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８号
大分県竹田市久住町大字久住7650番地３
債務者　高柳チハル
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第２０５号
北海道上川郡清水町御影東５条４丁目９番地２
債務者　居酒屋ロッキーこと　佐々木喜一
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
秋田市千秋矢留町５番22号　県営矢留改良住宅303号
債務者　杉沢　辰治
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５０号
兵庫県豊岡市下陰523番地の５　エグザイル106号、前住所京都府福知山市字堀2546番地の１　参道荘102号、事業所の所在地京都府福知山市字堀2430番地の３
債務者　カラオケすばるが一でんこと　田丸　茂治
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係